

管内都市ガス事業者における経年管対策状況について（令和2年度（2020年度））

関東東北産業保安監督部東北支部保安課

経年管対策状況について、ガス事業法第171条第1項の規定に基づきガス事業者から報告された令和2年度末における導管改修実施状況報告（東北支部取りまとめ分）を集計した結果は、次のとおりです。

一般ガス導管事業者等（旧一般ガス事業者）の実施状況（東北管内34事業者※）

	全管種総量 令和2年度末	未対策ねずみ鉄管残存量		未対策腐食劣化対策管残存量	
		令和2年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和元年度末
中圧本支管(km)	1,555	0(0)	0	33(▲1)	34
低圧本支管(km)	9,763	14(▲2)	16	695(▲39)	734
供 給 管 (本)	413,575	0(0)	0	39,121(▲2,050)	41,171
灯外内管 (本)	373,196	0(0)	0	79,510(▲3,158)	82,668

（注）中・低圧本支管の数字は小数点四捨五入の数字。（ ）内は前年比減少量

※ 当支部管内の1事業者3事業所については、関東監督部での一括取りまとめ対象外。

【本支管】

東北管内の未対策ねずみ鉄管は、全て低圧本支管で、約14km残存し、低圧本支管全量に占める割合は0.14%（全国0.50%）である。

未対策腐食劣化対策管は、中圧本支管で約33km残存し、中圧本支管全量に占める割合は2.1%（全国0.14%）であり、全国で東北地区が占める割合が約66%と高くなっている。

また、低圧本支管では、約695km残存し、低圧本支管全量に占める割合は7.1%（全国5.8%）である。

【供給管・灯外内管】

供給管（灯外内管内管を含む。）の未対策ねずみ鉄管については、平成28年度末で解消された。

未対策腐食劣化対策管について、供給管は約3万9千本残存し、供給管全量に占める割合は9.5%（全国8.3%）である。また、灯外内管については、約8万本残存し、灯外内管全量に占める割合は21.3%（全国13.2%）である。

（参考） 全国の状況（令和2年度末）

	全管種総量	未対策ねずみ鉄管残存量		未対策腐食劣化対策管残存量	
		東北の割合	東北の割合	東北の割合	東北の割合
中圧本支管(km)	36,896	0	0%	50	66.0%
低圧本支管(km)	227,822	1,138	1.2%	13,233	5.3%
供 給 管 (本)	15,683,044	7	0%	1,297,009	3.0%
灯外内管 (本)	14,571,509	15	0%	1,917,327	4.1%

【用語について】

1. ねずみ鉄管：ねずみ鉄管は、耐震性に劣り、亀裂・折損による漏えいが発生した場合、設置環境によって、重大事故につながるリスクが高くなる可能性がある。
2. 腐食劣化対策管：いわゆる「白管」「黒管」などをいい、埋設された土壤環境等によっては腐食が進行し、ガス漏えいにつながる可能性がある。
3. 中圧：ガス事業法に定めるガス圧区分のひとつで、導管によるガス輸送の途中段階において、この「中圧」用のガス導管が使用される。
4. 低圧：ガス事業法に定めるガス圧区分のひとつで、例えば一般家屋等へは通常この「低圧」でガスを供給している。
5. 本支管：本支管とは、道路上並行して敷設されているガス管で、供給管及び内管を除いたものをいう。
6. 供給管：ガス導管のうち、本支管から分岐してから需要家の敷地に入るまでのものをいう。
7. 灯外内管：内管（需要家の敷地内にあるガス導管）のうち、ガスマーテーの入口までのものをいう。